

番号	ご質問内容	回答内容
1	チェックアウトの際に、フロントに寄らずそのまま帰られてしまうなどして、宿泊税の徴収ができなかった場合、宿泊事業者が負担することになりますか。	<p>基本的には、宿泊税の徴収はご滞在中に必ず行っていただけるようお願いいたします。そのため、町としても駅にポスターを掲示するなど、周知活動を行っております。宿泊施設におかれましても、広報ツールを活用してお客様への周知をお願い申し上げます。</p> <p>万が一、質問のような状況が発生した場合には、宿泊事業者様にご負担いただく形となります。</p>
2	電子署名について、毎回代表者のマイナンバーカードを利用することになりますか。	<p>利用者本人等により確認済みであることを証明するために、毎回申告書を送信する前に、電子署名を付与する必要があります。</p> <p>ただし、マイナンバーカード以外の署名方法もございますので、下記HPをご参照ください。</p> <p>https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/denshisyoumeisyo/</p>
3	資料P.11の内容を詳しく教えてください。	<p>納税額が少額な場合に、毎月の納税ではご負担をかけるしまうので、3か月分をまとめて納税できるよう特例措置をご用意しております。</p> <p>年度により、条件が変わりますので、詳しくはHPの「申告・納入について」のページ下部をご確認ください。</p> <p>トップページ > 分類でさがす > 事業者向け情報 > 税金 > 宿泊税 > 宿泊税 > 申告・納入について</p> <p>【課税開始後、最短で特例措置を受けるには】</p> <p>令和8年11月末までに様式第2号（HPに掲載致します）をご提出いただき、令和8年12月～2月宿泊分を3月末日までに納入いただくことが可能です。（その後取り消しがない限り特例の適用は継続されます）</p> <p>※制度開始時（6月～11月宿泊分）にはすべての施設で毎月の申告納入が必要です。</p>

4	申告納入が遅れた際の罰則等がありますか。	罰金などの罰則はありませんが、資料P.22に記載した報償金について、納期限を過ぎてから納入した税額があった場合に、その月の報償金に変更となる可能性がありますので、期限内の申告納入にご協力ください。
5	資料P.15に記載のICカードリーダーライターについて、購入の補助はありますか。	補助金等の準備はしておりません（県も同様）。 なお、カードタイプではなく、ファイル形式の電子署名を使用する場合には、ICカードリーダーライターは不要です。 利用可能な電子署名につきましては、下記HPをご参照ください。 https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/denshisyoumeisyo/
6	エルタックスで納税する場合、口座振込になりますか。	以下の納付方法のいずれかを選択して、インターネットを利用して納税を行うことができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングによる納付 ・ダイレクト方式による納付（口座引落） ・クレジットカードによる納付
7	納入申告書や月計表はどこからダウンロードできますか。	トップページ > 分類でさがす > 事業者向け情報 > 税金 > 宿泊税 > 宿泊税 > 申告・納入について https://www.town.karuizawa.lg.jp/site/syukuhakuzei/20255.html
8	施設が休業期間中であっても、毎月申告納税は必要ですか。	1月以上休止する場合には、宿泊税経営休止届出書（様式第6号）をご提出いただく必要がございます。様式は課税開始までにHPに掲載いたします。